

労政ちば

2022 Winter
No.585

CONTENTS

- 01 働き方改革関連法、これから施行する事項
- 02 令和4年度 千葉県労働大学オンライン講座を配信中です！
- 03 正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています
- 04 柏労働基準監督署が移転します！
- 05 人材開発支援助成金を活用して、中小企業も大企業も人材を育成しませんか？
- 07 経営課題を解決するプロフェッショナル人材確保をご支援します
千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点
- 08 ・「生産性向上人材育成支援センター」のご案内
・各種訓練のご案内（1月以降開催予定コース）
- 09 ～障害者雇用をお考えの事業主の皆様へ～ 企業支援員が訪問・サポートします！
- 10 令和6(2024)年3月卒業者向け(既卒3年以内の方も参加可)
合同企業説明会の開催について
- 11 35歳からの正社員チャレンジスクエア 千葉県合同企業説明会(1月開催)のご案内
- 12 「石綿（アスベスト）請求、忘れていませんか」
- 13 60歳になるシニアの方へ「シルバー人材センターで働きませんか？」
- 14 「シルバー人材センターを活用しませんか？」
- 15 労働委員会って何ですか？～よくいただくご質問 Q & A～

ご意見・ご感想は下記まで

千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
電話：043-223-2767

バックナンバーは千葉県ホームページへ



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

働き方改革関連法、これから施行する事項はこちら!

- 中小企業も月 60 時間超の時間外労働は割増賃金率 50%へ
…令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日～
- 適用猶予事業・業務における時間外労働の上限規制適用
…令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日～

令和5年(2023年)4月1日～
中小企業に該当しても、
月 60 時間超の時間外労働には
50%以上の割増賃金の支払い
が必要になります

(現在)		(改正後)	
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%		月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに 50% ※中小企業の割増賃金率を引上げ	
	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間		1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間
	60時間以下	60時間以下	60時間以下
大企業	25%	25%	50%
中小企業	25%	25%	50%

令和6年(2024年)4月1日～
これまで適用猶予とされていた事業・業務にも、時間外労働の上限規制が適用されます

時間外労働の上限規制 (労働基準法第36条第6項第2、3号)

法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間とされており、
臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも

- ・時間外労働…年720時間以内
- ・時間外労働+休日労働…月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする必要があります。

法律による上限 (特別条項/年6か月まで)

- ✓年720時間
- ✓複数月平均80時間*
- ✓月100時間未満* ※休日労働を含む

法律による上限 (限度時間の原則)

- ✓月45時間
- ✓年360時間

法定労働時間 ※1年単位の変形労働時間制の場合

- ✓1日8時間
- ✓1週40時間

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】	
建設事業	2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
自動車運転の業務	2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、適用後の上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
医師	2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、適用後の上限時間は、年最大1,860時間(休日労働含む)としています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	2024年4月1日から、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※1週間当たり40時間を超えて労働した期間が月100時間を超えた労働者に対しては、事業者は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければなりません。

【お問い合わせ先】

電話番号

管轄区域

千葉労働基準監督署	043-308-0671	(千葉市、市原市、四街道市)
船橋労働基準監督署	047-431-0182	(船橋市、市川市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市)
柏労働基準監督署	04-7163-0246	(柏市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市)
銚子労働基準監督署	0479-22-8100	(銚子市、旭市、匝瑳市、香取郡のうち東庄町)
木更津労働基準監督署	0438-22-6165	(木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、館山市、鴨川市、南房総市、安房郡)
茂原労働基準監督署	0475-22-4551	(茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡)
成田労働基準監督署	0476-22-5666	(成田市、印西市、富里市、香取市、印旛郡の栄町、香取郡のうち神崎町、多古町)
東金労働基準監督署	0475-52-4358	(東金市、佐倉市、八街市、山武市、大網白里町、山武郡、印旛郡のうち沓ヶ井町)

令和4年度 千葉県労働大学オンライン講座を 配信中です！

千葉県では、県民の皆様が働くにあたって必要となる知識を習得できるよう、労働に関する様々なテーマを扱った千葉県労働大学講座を開催しています。

働くための基本的なルールを学びたい方、会社の人事労務管理のヒントをお探しの方は、ぜひご参加ください。

- 実施方法 : YouTube によるオンデマンド配信（申込者のみに視聴 URL を送付する限定公開です。）
- 配信期間 : 令和4年11月28日（月）～令和5年3月27日（月）（各科目共通です。）
- 対象者 : 県内に在住または在勤の方
- 受講料 : 無料
- 申込期間 : 令和4年11月1日（火）～令和5年3月22日（水）（1科目のみの受講も可能です。）

No.	科 目	講 師
1	労働法の基礎知識（1） ～労働法の基本的な枠組みと重要な労働条件<1>～	成蹊大学法学部教授 原 昌 登 氏
2	労働法の基礎知識（2） ～重要な労働条件<2>と雇用関係の終了～	成蹊大学法学部教授 原 昌 登 氏
3	働き方改革と多様な人材の活躍推進 ～非典型雇用、高齢者・女性・若年者等を巡る法制度～	法政大学法学部講師 山 本 圭 子 氏
4	労働安全衛生 ～労働災害防止：個人と組織の役割を考える～	労働衛生コンサルタント 飯 島 正 三 氏
5	誰もが知っておきたいハラスメント対策 ～ハラスメント防止に関する最新情報～	（独）労働政策研究・研修機構 副主任研究員 内 藤 忍 氏
6	社会保障の基礎知識 ～持続可能な社会保障制度へ～	社会保険労務士 森 慎 一 氏
7	テレワークの労務管理とメンタルヘルス ～労務管理上のポイントとメンタルヘルス対策～	（一社）日本テレワーク協会 事務局長 村 田 瑞 枝 氏
8	判例で学ぶ労働契約の基本知識 ～採用から退職まで～	弁護士 小 川 英 郎 氏

【お申込み】

- ①右記の二次元コードから申込フォームにアクセスし、必要事項をご入力の上、お申込みください。
 - ②申込み確認後、各科目の視聴 URL 及びテキストをメールでお送りします。
 - ③配信期間中に視聴 URL へアクセスして受講ください。
- ※下記の県ホームページ「令和4年度千葉県労働大学オンライン講座」内のリンクからも申込みフォームにアクセスできます。



URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/event/2022/2022roudoudaigaku.html>

【お問い合わせ先】

千葉県 商工労働部 雇用労働課 多様な働き方推進班

電話 : 043-223-2743 FAX : 043-221-1180 Mail : roudai@pref.chiba.lg.jp

パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者との間の 不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。

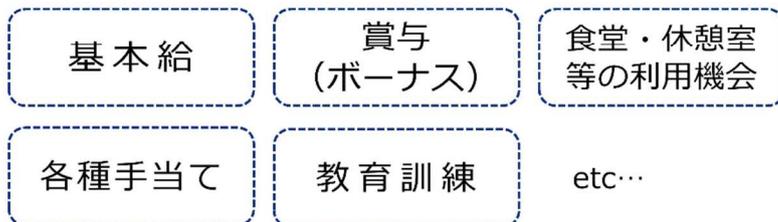


正社員と同じ仕事をしているのに…
正社員と同じように手当はもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

何をどう見直せばいいの？



**不合理な待遇差について、何も対策をしない場合
裁判で法違反と判断される可能性もあります。**



同一労働同一賃金 検索



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パ्यू」ちゃん

「働き方改革推進支援センター」が
そんなお悩みをサポートします！

千葉働き方改革推進支援センター
TEL 0120-174-864
受付時間 平日9:00~18:00

【お問い合わせ先】 千葉労働局雇用環境・均等室（指導部門又は企画部門）

・パートタイム・有期雇用労働法について……………雇用環境・均等室（指導部門） 電話：043-221-2307

・千葉働き方改革推進支援センターについて…雇用環境・均等室（企画部門） 電話：043-306-1860

柏労働基準監督署が移転します！

庁舎移転のお知らせ

**柏労働基準監督署は、
令和5年1月10日(火)より
以下の場所へ移転します。**

【新庁舎】〒277-0021 柏市中央町3-2 柏トーセイビル3階



アクセス JR・東武野田線 柏駅南口より徒歩3分
 ※ 専用駐車場がないため、公共交通機関のご利用をお願いします。

電話番号に変更はありません

04-7163-0246 (方面) 04-7163-0247 (安全衛生)
 04-7163-0248 (労災) 04-7110-7971 (総合労働相談コーナー)

【お問い合わせ先】

柏労働基準監督署業務課

電話：04-7163-0245

人材開発支援助成金を活用して、中小企業も 大企業も人材を育成しませんか？



人材開発支援助成金 人への投資促進コース

従業員の **学び直し** **助成金** を利用し社内を活性化しませんか？
スキルアップ ※訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です

1.どんな内容？

IT、DXでワンランク上を目指したい

- ・デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練

IT分野未経験者をじっくりと育てたい

- ・情報技術分野認定実習併用職業訓練

労働者にさまざまな事を学ばせたい

- ・定額制訓練（サブスクリプション）

労働者のモチベーションUPを後押ししたい

- ・長期教育訓練休暇等制度/自発的職業開発訓練

ポイント1

すべての訓練に、
オンライン研修も対象
としています。

ポイント2

助成金を利用することで、
・企業の従業員教育
・学びなおし
が取り組み易くなります。

2.活用例

定額制訓練

個々の従業員に合った
訓練を実施したいが、
費用が高額・・・。
費用負担を軽減したい。

- ◆外部教育訓練機関にて
営業職研修受け放題講座を受講
(新入社員～管理職までの幅広い層に対応
したeラーニング訓練)
- ◆受講料等 50万円
<経費助成>
受講料等×60% = **30万円**

自発的職業能力開発訓練

スキルアップのため、
休日や業務外の時間を
利用して訓練を受講したい
が、会社から補助があると
学びやすいのですが・・・。

- ◆外部教育訓練機関にて
中小企業診断士登録養成講座を受講
- ◆経費負担制度を規定
(訓練費用の2分の1を負担)
- ◆受講料等 40万円(一人あたり)
<経費助成>
20万円(事業主負担50%) × 45%
= **9万円**

3.難しそうだけど申請できますか？

千葉労働局職業対策課分室 人材開発支援助成金担当まで連絡願います

☎ 043-441-5678

メール chiba-jinkai@mhlw.go.jp ★担当が詳しくご説明させていただきます

4.詳しい資料はある？

■最新版パンフレット(R4.10～)

・右記QRコードから詳細版パンフレットがご覧いただけます。

又は [こちら](https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001019761.pdf)⇒<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001019761.pdf>



助成金 定額制訓練 (サブスクリプション型)

サブスク

大変使いやすくなりました！



中小企業は最大60%（大企業45%）の経費助成が受けられます。

1. どんな内容の訓練なの？

1. 同額で複数の訓練を受けられるeラーニング及び同時双方向型の通信訓練で実施されるもの（定額受け放題サービスのこと）
2. 訓練場所の制限緩和 → 自席での参加もOK
3. すきま時間にいつでも実施できる

2. どんな研修内容なの？

インターネットで「サブスク講座」を検索



IT関連、ビジネス系の資格取得、事務系、技能系など幅広く対象
（※一部対象外の訓練もありますので詳細は担当まで確認願います）
自社の社員教育に合わせた講座を検討ください

3. より使いやすくなりました！

- 【1】既に契約済の定額サービスが始まっている場合も対象になります
※令和4年4月1日以降契約のもの
- 【2】複数の異なる定額制サービス訓練も対象
- 【3】計画届に提出する書類が一部簡略化
※対象者全員分の雇用契約書の写しを省略

4. 詳しい内容をもっと知りたい！

Q1：定額制訓練（サブスク）、自発的職業能力開発訓練を実施していますか

a：実施している（サブスク・自発的訓練） ・ b：実施していない

Q2：本助成金の詳しい説明を希望しますか

a：希望する（下記メールに「人開説明希望」と返信） ・ b：希望しない

千葉労働局職業対策課 分室 人材開発支援助成金担当

☎ 043-441-5678 / メール chiba-jinkai@mhlw.go.jp

★担当が詳しくご説明させていただきますので、気軽にお問合せ願います

千葉労働局 職業対策課 分室（令和4年12月）

【お問い合わせ先】

所属：千葉労働局職業対策課 分室

電話：043-441-5678

メールアドレス：chiba-jinkai@mhlw.go.jp

経営課題を解決するプロフェッショナル人材確保をご支援します

千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点

「千葉県プロフェッショナル人材拠点」では、様々なお悩みを持つ経営者の方々に、課題解決に必要な専門スキルや豊富なノウハウ・経験を持つプロフェッショナル人材（プロ人材）とのマッチングを支援しています。

拠点担当者が企業を訪問し、豊富な人材を抱える登録人材紹介会社等から、貴社のニーズに合った人材をご紹介します。

当拠点への相談は無料です。（何度でも）

正社員としての常勤雇用に加え、副業・兼業でのリーズナブルな人材活用もご提案しておりますので、お気軽にご相談ください。

※民間の人材事業者経由での採用時には、紹介手数料が発生する場合があります

相談のご依頼や過去の成約事例については、当拠点ホームページをご覧ください。

内閣府事業

プロ人材の採用で「攻めの経営」へ

経営課題を解決するプロフェッショナル人材確保をご支援します。

●ものづくり管理人材
 研究開発、生産・品質管理など
 高付加価値の創出に導く人材
 →研究開発者、生産管理部長
 工場長等

●営業展開人材
 新商品開発・新サービス開始など、
 主に営業展開面で新たな付加価値
 創出に導く人材
 →営業部長、マーケティング部長、
 国際法務担当者等

●経営人材
 経営者（後継者）及び経営者が
 実施する企業マネジメントをサ
 ポートする人材
 →社長の右腕、経営企画部長、
 人事総務部長等

●副業・兼業プロ人材
 都市部の優良企業で本業に従事し
 つつ、地方企業等で副業・兼業と
 して課題解決の即戦力となる人材
 →EC強化、デジタル化、
 人事制度構築等

詳細はお気軽に
 ご相談ください！



千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点
 公益財団法人千葉県産業振興センター内

TEL:043-299-2903 FAX:043-299-3411
 E-mail:projinzai@ccjc-net.or.jp
 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23F

【お問い合わせ先】

千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点（公益財団法人千葉県産業振興センター内）

〒261-7123 千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23 階

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）午前9時～12時 午後1時～5時

電話：043-299-2903 FAX：043-299-3411 Mail：projinzai@ccjc-net.or.jp

ホームページ：https://www.chibapro.jp/

「生産性向上人材育成支援センター」のご案内

ポリテクセンター千葉に設置している「生産性向上人材育成支援センター」では、企業の人材育成に関する相談から、課題解決のための「人材育成プラン」のご提案、職業訓練の実施まで一貫した支援を行っております。

さらに、令和4年度から「DX人材育成」に重点的に取り組むため、当センター内に「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、実施している職業訓練に「DX対応コース」をご用意する等、中小企業・事業主団体等の“DX人材の育成”を支援しています。

各種訓練のご案内（1月以降開催予定コース）

中小企業・事業主団体等の課題解決のため、従業員の方向けに知識やスキルを習得する短期間の訓練を行っております。以下のとおり1月以降開催予定のコース（一部）をご案内しますので、是非ご利用ください。

なお、各コースの詳細及びその他のコースについては、当センターのホームページをご覧ください（パンフレットをご希望の方は下記までお問合せください）。

また、企業等のご要望にお応えするオーダーメイドコースも実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

【能力開発セミナー】

機械、電気・電子、建築・設備等の「ものづくり」に関連した技術的な訓練です。

コース名	日程	定員	受講料 (税込)
①精密測定技術	1/11(水),12(木)	8	¥10,500
②TIG溶接技能クリニック	1/25(水),26(木)	10	¥12,000
③IoTセンサシステム構築技術	1/19(木),20(金)	10	¥12,000
④ネットワーク工程管理実践技術	1/25(水),26(木)	10	¥7,500

【生産性向上支援訓練】

生産管理、組織マネジメント、DX対応等、業種を問わず、生産性の向上に効果的な訓練です。

コース名	日程	定員	受講料 (税込)
①職場のリーダーに求められる統率力の向上	1/19 (木)	10	¥3,300
②DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	1/25 (水)	10	¥3,300
③業務効率向上のための時間管理	2/2 (木)	10	¥3,300
④生産現場の問題解決	2/10 (金)	10	¥3,300
⑤ビジネスとSDGs（持続可能な開発目標）の融合	2/17 (金)	10	¥3,300

【お問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 千葉職業能力開発促進センター（ポリテクセンター千葉）

〒263-0004 千葉市稲毛区六方町 274 番地

◆訓練第二課（能力開発セミナーに関すること） 電話：043-422-4622 FAX:043-304-2132

◆生産性センター業務課（生産性向上支援訓練に関すること） 電話：043-422-4631 FAX:043-422-4768

URL: <https://www3.jeed.go.jp/chiba/poly/>

～障害者雇用をお考えの事業主の皆様へ～ 企業支援員が訪問・サポートします！

県では、障害のある人の就業の場を拡大するため、障害者雇用を検討している・既に雇用している企業の皆様をサポートする企業支援員を各地域に配置しています。

「障害のある人を雇用したことがない」「雇用したいが不安がある」といったお悩みを抱える企業に対して、障害の特性に応じた業務の切り出しや採用にあたってのアドバイスなどを行うほか、継続（長期）雇用につながるよう、就業環境づくりの支援等を行っています。

企業支援人による支援をご希望の場合は、各障害者就業・生活支援センターへお気軽にご相談ください。

【千葉県内の障害者就業・生活支援センター一覧】

障害保健福祉圏域及び域内市町村名		名称	電話番号
千葉圏域	千葉市	千葉障害者キャリアセンター	043-204-2385
船橋圏域	船橋市	大久保学園	047-457-7380
市川圏域	市川市、浦安市	いちされん	047-300-8630
習志野圏域	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市	あかね園	047-452-2718
松戸圏域	松戸市、流山市	ビック・ハート松戸	047-343-8855
柏圏域	柏市、我孫子市	ビック・ハート柏	04-7168-3003
野田圏域	野田市	はーとふる	04-7124-0124
印旛圏域	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、富里市、印西市、白井市、印旛郡	就職するなら明朗塾	043-488-5499
香取圏域	香取市、香取郡	香取就業センター	0478-79-6923
海匝圏域	銚子市、旭市、匝瑳市	東総就業センター	0479-60-0211
山武圏域	東金市、山武市、大網白里市、山武郡	山武ブリオ	0475-71-3111
長生圏域	茂原市、長生郡	長生ブリオ	0475-44-4646
夷隅圏域	勝浦市、いすみ市、夷隅郡	ピア宮敷	0470-87-5201
安房圏域	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡	中里	0470-20-7188
君津圏域	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	エール	0438-42-1201
市原圏域	市原市	ふる里学舎地域生活支援センター	0436-36-7762

【企業支援員のご案内 HP】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/shougai/ouen/jigyounushi/kigyoushien.html>

【お問い合わせ先】

千葉県 商工労働部 産業人材課 障害者就労支援班

電話：043-223-2756 FAX：043-221-3730 Mail：jinzai2@mz.pref.chiba.lg.jp

令和6(2024)年3月卒業者向け(既卒3年以内の方も参加可)

合同企業説明会の開催について

ちばで働きたい方、必見！千葉県の優良企業・自治体が大集合！

県では、令和6年3月卒業予定の学生の就職活動が本格的に始まる令和5年3月に「千葉県合同企業説明会」を開催します。

県内企業・自治体の担当者から、仕事内容や職場の雰囲気などについて、話を聞くことができる絶好の機会となりますので、県内での就職を検討している学生等の皆様、是非ご参加ください。【オンラインのみ要事前予約】

◆ 日時

- ① 令和5年3月3日(金) 10:00～17:00
1回目 10:00～ 2回目 11:10～ 3回目 12:20～
4回目 13:30～ 5回目 14:40～ 6回目 15:50～
- ② 令和5年3月9日(木) 10:00～15:35
午前の部 10:00～(受付9:30～)
午後の部 13:30～(受付13:00～)

◆ 場所

- ① オンライン (Zoom)
② きららホール (船橋駅前 FACEビル6F)

◆ 対象者

令和6年3月卒業・修了予定の学生(大学・大学院・短大等)及び、既卒3年以内の方

◆ 参加企業

28社(オンライン12社、対面16社)

◆ 定員

- ① 各回80名 ※希望の回ごとの予約が必要となります。
② 予約不要

◆ 参加費

参加費無料(インターネット接続料金等は各自負担)

◆ 予約方法

ジョブカフェちばのホームページ(<http://www.jobcafe-chiba.jp/>)から、各回、前日までに予約をお願いします。

主催：千葉県(公益財団法人千葉県産業振興センター(ジョブカフェちば)受託事業) 共催：船橋市

【お問い合わせ先】

ジョブカフェちば

電話：047-426-8471

千葉県船橋市本町1-3-1 フェイスビル9階

開館時間：平日9:00～18:00(17:00受付終了)

35歳からの正社員チャレンジスクエア 千葉県合同企業説明会(1月開催)のご案内

就職氷河期世代の活躍を応援します！

県では、就職氷河期世代（おおむね35～50歳）の方で、現在、非正規雇で働く方や求職中の方などを対象に、県内企業で正社員として働くための支援を行う専門相談窓口「35歳からの正社員チャレンジスクエア」を開設しています。

1月に**県内の優良企業等24社（予定）**が参加する合同企業説明会を開催します。

企業や業界について理解を深め、やりがいのある仕事を見つける就活イベントです。

イベント後、参加企業への職場見学・求人への応募もサポートします。ぜひ、ご参加ください！

◇日時◇

令和4年1月21日（土）

第1部 09:30～12:30

第2部 13:30～16:30

未経験者大歓迎！！
ぜひ、ご参加ください♪

◇会場◇

ペリエホール（ペリエ千葉7階）

千葉市中央区新千葉1丁目1番1号

◇参加企業◇

24社（各部12社程度予定）

◇参加費用◇

無料

◇申し込み◇

下記 URL をご参照の上、QRコードからお申し込みください。⇒⇒⇒

<https://chiba-challenge-square.com/>



～35歳からの正社員チャレンジスクエア～

専任のキャリアカウンセラーによる個別相談、就職支援講座、企業との交流会、職場見学・企業実習等の就職支援プログラムを組み合わせ、正社員就職に向け、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行っております。

[支援プログラムの内容]

- ・個別相談 ・就職支援講座 ・企業との交流会
- ・職場見学・企業実習 ・求人紹介 ・就職後のサポート など

[利用時間]

平日9時～17時、第1・3・5土曜10時～17時（第2・4土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

千葉県 正社員チャレンジスクエア

検索

【お問い合わせ先】

就職氷河期世代向け就職支援窓口「35歳からの正社員チャレンジスクエア」（委託業者：株式会社パソナ）

電話：043-245-9431 Mail：chiba-hyougaki@pasona.co.jp

「石綿（アスベスト）請求、忘れていませんか」

その病気、その症状は
アスベスト

石綿が原因 かもしれません

ご家族に、**肺がん**や**中皮腫**などで
亡くなられた方はいませんか？

息切れ、胸が苦しいなどの
症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を
受けることができます。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- 独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

環境省
Ministry of the Environment

独立行政法人
ERCA 環境再生保全機構
Environmental Restoration and Conservation Agency

【石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度】

石綿製品を取り扱う仕事（建設業など）をしたことのある方や、そのご遺族は、労災保険制度による「労災保険給付」または石綿健康被害救済制度による「特別遺族給付金」を受けられる場合があります。

詳しくは、お近くの労働基準監督署または千葉労働局労働基準部労災補償課へご相談ください。

また、石綿を取り扱っていた工場の近隣に住んでいた方など（石綿を取り扱う仕事をしていただかどうかは問いません）は石綿健康被害救済制度による「救済給付」を受けられる場合があります。

この場合は、独立行政法人 環境再生保全機構（☎0120-389-931）へご相談ください。

【お問い合わせ先（電話番号）】

千葉労働局労働基準部労災補償課	043-221-4313		
千葉労働基準監督署	043-308-0673	木更津労働基準監督署	0438-80-2831
船橋労働基準監督署	047-431-0183	茂原労働基準監督署	0475-22-4551
柏労働基準監督署	04-7163-0248	成田労働基準監督署	0476-22-5666
銚子労働基準監督署	0479-22-8100	東金労働基準監督署	0475-52-4358

60歳になるシニアの方へ 「シルバー人材センターで働きませんか？」

**シルバー人材センターは会員に安全な仕事を
提供する法律にもとづいた公益法人です。
地域社会に貢献する使命をにない、千葉県内
48市町村で活動をしています。
地元で自分らしく働きたいシニアに仕事を提
供する「こころ強い味方」です。**



■シルバー人材センターの会員になるには

60歳以上の健康で、シルバー人材センターで働く意欲があるシニアなら、どなたでも会員なれます。お住まい市町村のシルバー人材センターに問い合わせ、入会申し込み手続きをしてください。理事会などの承認を経て会員登録が完了します。その際、所定の会費をおさめていただきます。

わたしの入会物語

※この4コマ漫画はシルバー人材センター入会のイメージです。



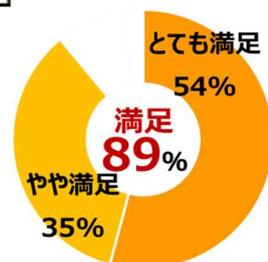
漫画の女性も見ていた
シルバー人材センター
早分かり読本



■シルバー人材センターで働き始めた89%※の会員が「満足している」と答えました。

はじめはどなたも不安なもの。でも、頼りになるセンター事務局や先輩会員がいますから大丈夫です。

まずは、地元のシルバー人材センターにアクセスしてみましょう。



※令和2年度入会会員146人アンケート（令和3年5月実施）

【お問い合わせ先】

公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会

TEL : 043-227-5112 FAX : 043-227-5197 Mail : chibaren@sjc.ne.jp

「シルバー人材センターを活用しませんか？」

人手不足は、シルバー人材センターを活用して、解決する手があります。

補助の仕事・周辺の仕事・臨時的な仕事は、シルバー人材センターがお引き受けします。また、植木剪定・草刈・除草など環境美化の仕事もシルバー人材センターは得意としています。



■ シルバー人材センターがお引き受けする仕事は

地元のシニアパワーによる、活力ある地域社会づくりをめざし、は次のような仕事をお客さまからお引き受けし、業務に適した会員をお送りします。

【**臨時的な仕事**】 イベント会場のお手伝い、季節の作物収穫、選挙事務の補助

【**短時間の仕事**】 量販店の品出し、屋内外の清掃、駐輪場管理、包装・荷造り

【**軽易な仕事**】 介護施設の補助業務、保育補助、家事援助、チラシ配布

※ただし、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院などにおける医療関係業務はお引き受けすることができません。

■ シルバー人材センターが仕事をお引き受けする条件は

シルバー人材センターは仕事を、派遣、請負・委任の2タイプの方式でお引き受けし、ひとりひとりの会員は次の条件で働きます。

【**日数の上限**】 おおむね月 10 日程度

【**時間の上限**】 おおむね週 20 時間以内

仕事によっては、ひとつの業務を複数の会員が交替制で取り組むローテーション就業により、お客さまの人手不足解決に尽力します。

■ 詳しくは、地元シルバー人材センターにお問い合わせ、ご相談ください。



地元のシルバー人材センターをさがす



【お問い合わせ先】

公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会

TEL : 043-227-5112 FAX : 043-227-5197 Mail : chibaren@sjc.ne.jp

労働委員会って何ですか？

～よくいただくご質問 Q & A～

働く方(労働者)と事業主(使用者)との間で、賃金、解雇、配置転換などの労働条件をめぐるトラブルが生じ、当事者間で解決できないときは、労働委員会にご相談ください。

**労働委員会ってそもそも
何をするとところですか？**

労働委員会は、労働組合法によって国と都道府県に設けられた、**労使紛争を解決するための専門的な行政機関**です。労働者と使用者の間に生じたトラブルを、公平な第三者機関としてあっせんなどにより解決のお手伝いをします。

**あっせんって
どういうことをするの？**

労働委員会のあっせん員3名が、労働者と使用者双方の主張を聴き、公正・中立な立場から解決の糸口を見つけ出し、歩み寄りを促します。あっせんの開催は原則1回で、申請から開催までは1か月程度が目安です。

**あっせんは誰でも申請
できますか？**

あっせんを申請できる方は、**千葉県内の事業所に雇用されているか又は雇用されていた労働者(労働組合も可)**と、**県内に所在する事業所の使用者**です。事業所が県内でない場合は事業所のある都道府県労働委員会にご相談ください。

**でも、申請費用とか
お金がかかるでしょう？**

手続きに係る**費用は無料**ですので、ご安心ください。労働委員会にお越しになる交通費や、書類提出のための送料は、ご負担をお願いします。

**今すぐ相談に行っても
いいですか？**

電話等による**事前予約制**となっております。他の方のご相談を承っている場合等、せっかくお越しただいても対応できないことがあるため、事前予約にご協力ください。

**残業代を支払って
くれないのですが！**

賃金未払は労働基準法違反であり、労働基準監督署が使用者を監督指導することとなっております。労働委員会では対応できませんので、勤務先の事業所を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

【お問合せ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課（千葉県庁南庁舎7階）

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606